

令和2年度第1回寒川町青少年問題協議会
書面開催 概要

寒川町青少年問題協議会事務局

次第に沿ってご説明いたします。

1. 開会

新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、書面による開催に変更させていただきました。皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

2. 任命状交付について

通常であれば町長から手渡しで任命状の交付をさせていただくところですが、青少年問題協議会の書面開催に伴い、郵送とさせていただきます。

3. 青少年問題協議会について

資料1から3のとおりです。

資料1の地方青少年問題協議会法では、第1条で、「市町村に付属機関として青少年問題協議会を置くことができる」としています。この法律に基づき、資料2の町の条例及び施行規則を制定し、当協議会を設置しています。

資料2の寒川町青少年問題協議会条例では、条例の第1条は設置根拠、第2条は協議会の事務、具体的には、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策に必要な調査審議や関係行政機関相互の連絡調整などが規定されています。第3条は組織構成で、町長を会長とし、委員は町議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験者のうちから町長が任命し、委員の互選により副会長2名を置く、となっています。第4条は臨時委員の任命、第5条は、会長、副会長の職務、第6条は委員の任期で、2年としております。第7条は書記の任命、そして第8条が委任規定となっております。

資料3の寒川町青少年問題協議会条例施行規則では、条例第3条の関係行政機関の職員や学識経験者について、より具体的に規定されています。

4. 副会長選出

副会長については、資料2の寒川町青少年問題協議会条例の第3条第3項で、委員の互選により選出することになっています。今回は、積極的に青少年に関わっている団体から選出された方をお願いしてはどうか、とのご意見があり、青少年指導員連絡協議会と青少年環境浄化推進協議会から選出された方が推薦されました。今回も同じ団体から選出すると江藤委員と菅原委員をお願いすることになりますが、よろしいでしょうか。

ご意見のある方は、**令和2年12月3日(木)までに**寒川町青少年問題協議会事務局までお申し出ください。

期限までにお申し出がなければ、ご承認いただけたと判断いたします。

5. 議題

(1) 情報交換

青少年を取り巻く状況や各団体での活動等について資料5のとおり各団体から提出がありました。ご提供いただいた情報等につきましては、各団体で共有していただき、今後の活動の参考とさせていただけたらと思います。何かご質問等がありましたら、事務局までご連絡ください。

(2) 報告事項

令和2年度青少年の非行・被害防止全国強調月間について内閣府では、学校が夏休みに入る毎年7月を青少年の非行・被害防止強調月間として定め、国、都道府県、市区町村、関係団体が連携して、総合的な非行防止活動を展開しています。寒川町における具体的な取り組みは資料6のとおりです。今回、書面による開催となった令和2年度第1回寒川町青少年問題協議会も、当初はこの月間に合わせて7月に開催を予定していました。「社会を明るくする運動」及び「青少年愛護パトロール」については、新型コロナウイルス感染防止のため、中止となりました。

(3) その他

参考資料として、子どものための生涯学習情報誌「すきっぷ」No.83を添付させていただきました。すきっぷは子ども向け事業の情報提供を目的とし、年4回、協働文化推進課文化担当で季節ごとに発行している、子どものための生涯学習情報誌です。平成11年度より発行しており、今年の秋で83号となります。町の事業だけでなく、様々な団体の内容も記載されております。町内の幼稚園や保育園、小中学校経由で児童や生徒に配布し、青少年育成事業の広報を行っています。

6. 閉会

以上で令和2年度第1回寒川町青少年問題協議会の内容は全て終了しました。ありがとうございました。

寒川町青少年問題協議会 事務局
保育・青少年課青少年育成担当 柏木
TEL 0467-74-1111(内155)
FAX 0467-74-5613
E-mail kodomo@town.samukawa.kanagawa.jp

令和２年度 第１回 寒川町青少年問題協議会 次第

令和２年１１月

書面開催

１．開会

２．任命状交付について

３．青少年問題協議会について

４．副会長選出

５．議題

（１）情報交換

青少年を取り巻く状況や各団体での活動等について

（２）報告事項

令和２年度青少年の非行・被害防止全国強調月間について

（３）その他

６．閉会

【資料】

地方青少年問題協議会法（資料１）

寒川町青少年問題協議会条例（資料２）

寒川町青少年問題協議会条例施行規則（資料３）

寒川町青少年問題協議会委員名簿（資料４）

青少年を取り巻く状況や各団体での活動等について（資料５）

令和２年度「青少年非行・被害防止全国強調月間」（資料６）

子どものための生涯学習情報紙「すきっぷ」No.83（参考）

最終改正：平成二五年六月一四日法律第四四号

(設置)

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
 - 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- 2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三二年六月一日法律第一五八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。

附 則 （昭和三七年四月一六日法律第七七号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四一年三月三一日法律第一六号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則 （昭和四三年六月一五日法律第九九号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五八年一二月二日法律第八〇号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成一一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成二五年六月一四日法律第四四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条、第五条、第七条（消防組織法第十五条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十四条（地方独立行政法人法目次の改正規定（「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条一第六十七条）」を「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条一第六十七条）第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二一第六十七条の七）」に改める部分に限る。）、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五条、第二十二條（民生委員法第四条の改正規定に限る。）、第三十六条、第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定に限る。）、第五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。）、第五十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一

条の四に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年
四月一日

（罰則に関する経過措置）

第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行
前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措
置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

○寒川町青少年問題協議会条例

(昭和 35 年 9 月 8 日条例第 20 号)

改正 昭和 48 年 3 月 31 日条例第 11 号 昭和 48 年 10 月 9 日条例第 30 号
昭和 51 年 12 月 20 日条例第 22 号 平成 9 年 12 月 22 日条例第 19 号
平成 12 年 12 月 19 日条例第 30 号 平成 24 年 12 月 14 日条例第 15 号

注 平成 9 年 12 月から改正経過を注記した。

(設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法(昭和 28 年法律第 83 号)第 1 条の規定により寒川町青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

[地方青少年問題協議会法(昭和 28 年法律第 83 号)第 1 条]

(平 12 条例 30・一部改正)

(協議会)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し、町長及び町内の関係行政機関に対し意見を述べることができる。

第 3 条 協議会は、会長及び委員 21 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 町及び関係行政機関の職員
- (3) 学識経験者

3 会長は、町長とし、委員の互選により副会長 2 名を置く。

(平 9 条例 19・一部改正)

第 4 条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を任命することができる。

2 臨時委員は、前条第 2 項に掲げる者のうちから町長が任命する。

第 5 条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第 6 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、その調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

第 7 条 協議会に書記を置く。

2 書記は、本町職員のうちから町長が任命する。

3 書記は、会長の命をうけ、協議会の事務を処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるものを除くほか、協議会の運営に関し必要な事項については、規則で定める。

(平9条例19・平24条例15・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年3月31日条例第11号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年10月9日条例第30号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。
- 2 第7条第2項の改正規定は、昭和48年10月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行は、なお従前の例による。

附 則(昭和51年12月20日条例第22号)

この条例は、昭和52年1月1日から施行する。

附 則(平成9年12月22日条例第19号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月19日条例第30号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成24年12月14日条例第15号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○寒川町青少年問題協議会条例施行規則

(平成 25 年 3 月 1 日規則第 5 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、寒川町青少年問題協議会条例(昭和 35 年寒川町条例第 20 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 条例第 3 条第 2 項第 2 号の町及び関係行政機関の職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 副町長
- (2) 教育委員会委員の代表
- (3) 教育委員会教育長
- (4) 社会教育委員の代表
- (5) 茅ヶ崎警察署長
- (6) 神奈川県青少年担当部長

[条例第 3 条第 2 項第 2 号]

2 条例第 3 条第 2 項第 3 号の学識経験者は、次に掲げる者とする。

- (1) 福祉関係団体に属する者
- (2) 青少年育成団体に属する者
- (3) 婦人団体に属する者
- (4) 町内の小学校、中学校及び高等学校の校長
- (5) 地域青少年活動の関係者

[条例第 3 条第 2 項第 3 号]

(委任)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

寒川町青少年問題協議会委員名簿

資料 4

任 期 令和2年6月1日～令和4年5月31日

(令和2年11月現在)

No	氏 名	所 属	備 考
1	木村俊雄	寒川町長	会 長
2	小泉秀輔	寒川町議会議員	
3	岸本優	寒川町議会議員	
4	畑村正樹	寒川町副町長	
5	大澤文雄	寒川町教育委員会教育長	
6	大川勝徳	寒川町教育委員会委員	
7	堀洋己	寒川町社会教育委員	
8	坂本仁義	茅ヶ崎警察署長	
9	加藤康介	湘南地域県政総合センター副所長	
10	前田久子	学識経験者（寒川町民生委員児童委員協議会）	
11	小泉聖	〃（茅ヶ崎・寒川地区保護司会）	
12	濱田品枝	〃（寒川町婦人会）	
13	菊池英俊	〃（寒川町小中学校長会 小学校）	
14	臼井浩美	〃（寒川町小中学校長会 中学校）	
15	田村丈晴	〃（寒川高等学校）	
16	森一光	〃（寒川町自治会長連絡協議会）	
17	江藤教淳	〃（寒川町青少年指導員連絡協議会）	
18	蛭田昌	〃（寒川町PTA連絡協議会）	
19	菅原真砂美	〃（寒川町青少年環境浄化推進協議会）	
20	織田敦	〃（寒川青年会議所）	

事務局・書記	伊藤研	健康子ども部長	内線102
	伊藤正治	保育・青少年課長	内線150
	黄木悟	学校教育課指導主事	内線521
	横山憲一	保育・青少年課青少年育成担当副主幹	内線156
	柏木大輔	保育・青少年課青少年育成担当主任主事	内線155

令和2年度第1回寒川町青少年問題協議会

5. 議題 (1) 情報交換

青少年を取り巻く状況や各団体での活動等について

(各団体からの提出資料 委員名簿順)

令和2年度第1回寒川町青少年問題協議会情報交換 提出資料
「青少年を取り巻く状況や各団体での活動等について」

[氏名] 小泉 秀輔 (名簿No. 2)

[所属] 寒川町議会議員

新型コロナウイルス感染症の拡大の中で、小学校と中学校の修学旅行が中止となった。代わりになる宿泊を伴わないイベントなども検討しているとは聞いているが、このコロナ渦の影響は、学校の臨時休校や夏休みの短縮から、各種イベントの中止縮小まで、青少年にも多大な影響を及ぼしている。

学校においては国の方針もあり、一人一台の ICT 機器を導入する GIGA スクール構想も展開され、今年度中には配備が完了する予定で、将来的には今回のような臨時休校などの年にも学習を継続できるよう、オンライン授業なども目指していくとのことだが、コロナ渦において一部の私学や先進校などでは既にオンライン授業が行われているところも多く、学習機会の差、さらには学力の差が拡大していくことも心配である。

コロナ禍の影響は大人達はもちろん、青少年にとっても大きい物であるが、先行きが見えにくい世の中になっていることが影響しているのか、気になるニュースもある。10代女性の自殺が、8月は去年の約4倍であったという報道である。自殺にまで行かなくとも自殺未遂やリストカットなどの自傷行為も大幅に増えているという声もあり、コロナ禍において生活習慣が激変する中で、青少年もストレスをため込みやすくなっているのではないかと。

寒川町でも今年から、さむかわ自殺対策計画を作り、『地域全体で互いに見守り、支え合うことで、変化に「気づき」、「声をかけ」、困りごとを抱えた人が、相談機関に「つながる」体制をつくり、「誰も自殺に追い込まれることのない寒川町」の実現を目指します』と謳っているが、社会の環境も激変する中、大人達も注意深く青少年を見守り、変化に気づき、声をかける、そういう姿勢が望まれると考える。

一方、明るいニュースもある。寒川町で生まれ育った BMX レーサーの畠山紗英さんがオリンピックの選手に選出され、町役場の南側に練習用のスタート台が出来、練習する模様がしばしば見えるようになった。また同じく BMX の世界的な選手である内野洋平さんを中心に FLATPARKSAMUKAWA が運営され、当初は町営プール跡を利用していたが、先日の寒川町議会において一般会計補正予算が賛成多数で成立し、倉見においてさらにスケートボードの練習施設も加える形でオープンすることが決まった。こうした若者に人気のあるスポーツ選手の存在、そしてそうした物が間近に見れるというこの町の環境は、寒川町で育つ青少年に夢を与えるだろう。

令和2年度第1回寒川町青少年問題協議会情報交換 提出資料
「青少年を取り巻く状況や各団体での活動等について」

[氏名] 岸本 優 (名簿No. 3)

[所属] 寒川町議会議員

青少年に関する状況につきましては、文教福祉常任委員会で執行部や教育委員会から報告を受け、委員会としての意見はその都度させていただいています。

前回の委員会でお話させていただいた、広聴の場であるオープントークカフェの開催はコロナの影響を鑑みて今期は中止となりました。本来であれば、その場にて青少年問題の議題を取り上げて意見交換が出来る可能性もあったので残念であります。

議会としてはGIGAスクール構想に伴う全生徒へのタブレット支給や学校内でのWiFi環境整備などに遅れがあってはならないようにと、定例の本会議ではなく臨時の本会議を開き費用に掛かる補正予算を承認いたしました。

今後も、迅速な対応ができるように適切な議会運営を心がけて参ります。

令和2年度第1回寒川町青少年問題協議会情報交換 提出資料
「青少年を取り巻く状況や各団体での活動等について」

〔氏名〕 畑村 正樹（名簿No. 4）

〔所属〕 寒川町副町長

まずは子どもたちの安全・安心に向けた取り組みについてですが、学校周辺への防犯カメラの計画的設置としまして、令和元年度に一之宮小学校及び旭小学校に設置いたしました。これで町内小中学校全ての設置が完了したことになります。令和2年度は宮山駅自転車等駐車場に設置いたしました。

また、町内一之宮にございます防犯連絡所を拠点として、防犯アドバイザー1名、防犯相談員2名による町内パトロールを実施しています。祝日以外、ほぼ毎日実施しており、1日に約40～70kmの距離をパトロールしております。町職員にも公用車での移動時に防犯パトロールを実施させるため、青色防犯パトロール講習会を開催し、現在は200名以上の職員が神奈川県警本部長発行のパトロール実施者証を取得しており、防犯意識の向上にも寄与しております。令和2年度については新型コロナウイルス感染防止のため、青色防犯パトロール講習会を実施できておりませんが、代わりにパトロール実施者証の更新期限を延長しています。

次に青少年育成事業でございますが、令和元年度は異年齢による集団行動を通じて、思いやりのある心を育むことや地域間交流などを目的とした「さむかわ子どもまつり」や「いも掘り体験」のほか、4年ぶりにキャンプを実施しました。成人式や子ども議会なども例年どおり開催いたしました。

令和2年度についても同様の事業を計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染防止のため、成人式以外の事業は中止しています。

最後に、スポーツ・レクリエーション活動の推進についてですが、気軽に参加していただけるスポーツ教室やイベントの開催を継続していくとともに、若い世代に支持されているストリートスポーツに親しめる機会を増やすことで、町民の皆様がスポーツ・レクリエーション活動に取り組む環境の充実を図ってまいります。

また、町営プールにつきましては、県企業庁の地域振興施設等整備事業により再整備を進めており、令和元年度にその実施設計が完了したところですが、令和2年度については再整備工事に着手し、年度末までには再整備を完了してまいります。

令和2年度第1回寒川町青少年問題協議会情報交換 提出資料
「青少年を取り巻く状況や各団体での活動等について」

〔氏名〕 大澤 文雄（名簿No. 5）

〔所属〕 教育長

日ごろより関係者の皆様方には、寒川町の子どもの健全育成のため、何かとお力添えをいただき、感謝申し上げます。

この度、青少年を取り巻く状況として、寒川町の児童・生徒の様子について報告させていただきます。

まず、問題行動等の状況についてですが、中学校につきましては、どの学校も大変落ち着いた雰囲気で行々の生活を送っています。小学校につきましては、ごく一部の学年で多少思春期の心の乱れも見られましたが、全体的に落ち着いております。

暴力行為として、発生件数はほぼ横ばいであり、内訳として、小学校で児童間のトラブルによる暴力行為が増加しており、自分の考えを言葉で伝えることができずに、うまくいかないことがあると暴力で表出させてしまう児童が増えてきていると感じます。教員がくり返し話を聞き、その時の考えをふり返らせることで、少しずつ言葉で表現する力を高めていけるよう支援をしていくとともに、児童同士のやり取りや協働的な活動の機会を今後も引き続き確保していく必要があると考えています。中学校では、大幅に減少し、ほぼゼロに近い件数となっています。各中学校では、生徒主体の教育活動を推進していることに加えて、生徒同士や教員と生徒との関係性も良好であることが伺えます。

不登校については、件数としては、例年と大きく変わりはないが、継続的な課題となっており、引き続き力を入れて取り組んでいかなければならないと認識しています。今日、不登校の原因として、家庭的な要素が関連している事案が多くなってきていると感じています。不登校については、学校と家庭、関係機関との連携を図りながら、児童・生徒が孤立することなく、何らかの形で学校とつながっている状況を大切にしたいと考えています。町教育委員会としましても、心理士、巡回相談員、訪問相談員、さらに県のスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどの派遣を計画的・継続的に行い、学校と協力して支援を行ってまいります。

いじめについては、認知件数が小学校でやや増加しましたが、ほとんどを解消し、残りは解消に向けて取り組み中となっています。中学校では、生徒主体の教育活動を推進していることにより、生徒同士の関係性の構築や自己肯定感の高揚を図ることができていることが伺え、認知件数が減少傾向にあります。また、いじめの認知件数が減少した中でも、すべてについて解消させ、各校において親身に対応しています。

内容的には、冷やかしの、からかい、仲間外れ等の理由が多い傾向があります。いじめについては文部科学省からも通知が出ていますが、いじめの認知に対する考え方として、いじめ
(裏面へつづく)

の件数が多いことが問題であるというより、いじめの件数が多いことはむしろ細かく対応されているという捉えに変わっています。町教育委員会としまして、積極的にいじめを認知し、早期からより一層きめ細かい対応を学校に呼びかけていきたいと考えております。

次に、寒川町では平成26年度からネットパトロール事業を実施しているところです。町の児童・生徒と特定できるものについて情報収集を行い、その情報を学校に伝えることで、何らかの事情を抱える子どもに目をかけること、声をかけることを丁寧に行い、予防的に日常的な指導に生かしているところです。

内容として心配されるのは、自分だけでなく友人の顔がわかる画像、実名を挙げるなど、個人情報に関わるものが6割以上を占めており、恐らく悪気なく画像等を掲載しているものと思われます。写っている人たちの許可をとらずに載せている可能性もあり、掲載された写真等がその後、独り歩きし、「拡散」される可能性もあることを考えていないことが心配です。

スマートフォン等の電子機器を持つ児童・生徒が大変増えてきており、ネットトラブルから、時にはいじめの原因となることが懸念されます。SNSにつながる機器を持たせるご家庭では、指導・管理責任を今後もお願いいたします。

また、寒川町の児童・生徒は、全国と比べてみても、テレビ、ビデオ、ゲーム、メール、インターネット等を使う時間が多いという結果が出ており、情報モラル、ネットトラブル防止のための教育は継続して行っていく必要があると強く感じております。

つづいて、校外の状況として、不審者の状況についてお伝えします。4月から10月までの6か月の間に、学校教育課に報告された不審者の件数は14件で、昨年度の同じ時期に比べると3件減っております。不審者については、今後も、とにかく110番通報を呼びかけ、犯人の逮捕につながることを、子どもたちの安全につながることを学校、ご家庭にも指導を呼びかけています。

なお、交通事故については、5件報告されており、昨年度同時期より1件増えております。内訳としましては、すべて小学生によるバス・自動車との接触事故であり、自転車でのケースが2件、徒歩でのケースが3件となっています。幸いにも、すべてのケースで大事に至らず、軽傷で済みましたが、子どもたちへの交通安全指導が重要と捉えています。教育委員会としては、定期的に交通安全指導に関する具体的な資料を各学校に配付し、学校現場で活用していただいているところです。ほとんどが下校後の事故でしたが、今後も引き続き学校を通じて、交通安全指導に取り組んでまいります。

以上で、寒川町の児童生徒を取り巻く状況についてお伝えしましたが、現在、寒川町に大きな事件がないということに関して、青少年指導員、登下校の見守りをしてくださっている地域の皆様、PTA関係の方々、民生委員の皆様、子どもの安全・安心を見守る会、その他各関係機関及び学校の先生方のチームワークのよき、組織での対応が挙げられると思うとともに、改めてお礼申し上げます。

今後も教育委員会としまして、相談体制等を整えながら、学校・地域・家庭と連携を図り、引き続き対応してまいります。

令和2年度第1回寒川町青少年問題協議会情報交換 提出資料
「青少年を取り巻く状況や各団体での活動等について」

[氏名] 大川 勝徳 (名簿No. 6)

[所属] 寒川町教育委員会委員

新型コロナウイルス感染拡大防止の学校休校が終わり、久しぶりに友達と会い、満面の笑みを浮かべながら嬉しそうに話をしている子や楽しそうに戯れながら登校している子どもたちの姿を見て、多くの仲間が集い、勉強や遊びをともにして過ごす学校という場の存在の重要性を改めて強く感じました。コロナ禍の社会で、大人には経済を回していくことが求められますが、子どもには子どもの世界や夢の世界を広げてほしいと願っています。三密を避けての新しい生活様式の実施など、予防対策をしっかり行い、子どもたちが明るく元気に活動できるような学級や学校の取り組みをお願いしているところです。子どもが自分のことを「少し良くなっているな」「成長しているな」と思えるような取り組みを積み重ねてほしいと思います。そして、いじめや暴力・薬物乱用などといった様々な問題行動に打ち勝つ力を一人一人の子どもとその属する集団に培ってほしいと思います。それが青少年の問題行動を防ぐ大きな礎になると信じています。様々な団体・関係諸機関の皆様、これからも子どもたちの健全育成のためのお力添えを宜しく申し上げます。

令和2年度第1回寒川町青少年問題協議会情報交換 提出資料
「青少年を取り巻く状況や各団体での活動等について」

[氏名] 堀 洋己 (名簿No. 7)

[所属] 寒川町社会教育委員

寒川町社会教育委員会は、10名で構成され公民館部会と図書館部会に分かれており各部会の委員が、分担して業務遂行しております。

私は、社会教育委員会も、青少年問題協議会も初めての経験のため、的外れな事を記すかもしれませんが、ご容赦の程。

今年は、コロナウイルスの関係で社会教育委員会も書面会議を余儀なくされた状況です。今回青少年問題協議会に任命され、令和元年度第一回寒川町青少年問題協議会の議事録を読ませていただきました。

青少年を取り巻く環境には、多岐にわたり色々な問題点があることが判りました。

特に例を挙げれば、自転車のマナー問題、覚醒剤（ドラック）問題、情報ツールスマートフォン（以下スマホと書きます）問題ではないでしょうか。

2G（電話機、FAX時代）3G（携帯時代）4G（スマホ時代）5G（次世代スマホ時代）と変遷してきたといわれておる情報ツール、今や小学生から大人まで使用し必要欠くべからツールとなっております。

スマホの使用善悪は別として、廃止することは出来ません。逆にコロナの影響でテレワークの時代が来ている現在、スマホ、パソコンは必需品となりつつあります。

小中学生各人にパソコンを配布する動きもあります。

規制するのではなく、積極的に推し進めるべきではないでしょうか。

安倍政権時代「私は一度もパソコンを使ったことがない」という大臣がいましたが論外です。

青少年は、使い方は早く高齢者は苦手の様ですが、高齢者も意識改革が必要ではないでしょうか。

私の前身は文化連盟ですが、毎年夏に、「青少年文化ふれあいデー」を開催し青少年夏の文化祭と銘打って参加を募っております。一日しかない日程ですが、最近ではふれあいデーもだんだん認知され年を追うごとに、来場者が増えております。来年度も夏に開催予定です。若年層と高齢者との情報ギャップをいかにちぢめるかに、かかっていると思います。

以上、取り留めのない事を記しましたがご容赦の程。

令和2年度第1回寒川町青少年問題協議会情報交換 提出資料
「青少年を取り巻く状況や各団体での活動等について」

[氏名] 坂本 仁義 (名簿No. 8)

[所属] 茅ヶ崎警察署長

茅ヶ崎警察署管内少年非行等・少年が関わる事故の概要

1 少年非行等の概要

県内及び茅ヶ崎警察署管内における刑法犯認知件数は減少傾向にあり、非行少年の検挙・補導人員も一昨年比で減少しています。

ただし、県内においては、街頭犯罪で検挙・補導される少年の割合は4割以上を占め、再犯者率も3割い以上で推移しています。

また、少年を取り巻く環境では、特殊詐欺に関わる少年は依然として多く、また、大麻をはじめとした薬物乱用により検挙・補導される少年は大幅に増加しており、その他、SNS等のインターネットに起因する非行や犯罪被害の問題も多く発生しています。

2 少年が関わる交通事故の概要

県内及び茅ヶ崎警察署管内においては、少年が関わる交通事故の件数は減少傾向にありますが、重大な事故につながる事故も依然として多く発生しています。

特に、茅ヶ崎警察署管内の事故の特徴として、他の地域と比べて、自転車の事故が多く発生していることから、さらなる安全利用意識の向上と自転車も車輛であるという意識の醸成が必要であり、今後も警察としては夜間帯のライトの確実な点灯の指導や、ながらスマホの防止、さらには取締りにも力を入れていきます。

また、県内で発生する小学生が関わる交通事故の大半は歩行中の飛び出しによるものです。

子どもの交通事故防止には、子どもに対する実地を含む指導の機会を設けることと、家庭や地域による日常的な安全行動の意識付けが必要です。

令和2年度第1回寒川町青少年問題協議会情報交換 提出資料
「青少年を取り巻く状況や各団体での活動等について」

[氏名] 加藤 康介 (名簿No. 9)

[所属] 湘南地域県政総合センター副所長

特にありません。

令和2年度第1回寒川町青少年問題協議会情報交換 提出資料
「青少年を取り巻く状況や各団体での活動等について」

[氏名] 前田 久子 (名簿No. 10)

[所属] 寒川町民生委員児童委員協議会

私達の団体は、昨年12月より委員の改選があり、70数名で活動をしています。その中で18歳までの児童を専門に担当させて頂いていますのが、小学校学区を地区としております5名の主任児童委員です。活動内容は、見守り、相談等です。青少年の時期となり急な問題行動もありますが、幼少の頃から環境や心を守る事により、健全に成長を手助け出来ます様に目を配っております。

当協議会の他団体への研修、キャンペーンへの参加、協力と共に、町内の児童に関わる方達との情報交換、共有、登下校の見守り、また例えば、近隣の家から大人の怒鳴り声と子供の泣き声がよく聴こえる、近頃学校へ通う姿が見えない等、地区を見守る民生委員からの情報を専門の方、行政等に繋げる活動です。

SNSの普及でメリットも多々ありますが、青少年間の環境が、以前は学校等、狭い世界から広くはっきり見えない相手との付き合い方の違いで、いろいろな問題が発生して行く可能性が多く、増えてきた様に感じます。

今後も皆様と情報交換、連携しながらより良い活動を行いたいと思っております。宜しくお願ひ致します。

令和2年度第1回寒川町青少年問題協議会情報交換 提出資料
「青少年を取り巻く状況や各団体での活動等について」

[氏名] 小泉 聖 (名簿No. 11)

[所属] 茅ヶ崎寒川地区保護司会

1 特例再任保護司制度の新設について

- ・委嘱日と誕生日の関係を均すため、保護司の76歳未満退任を2年延伸制度

2 令和2年度活動状況について

- ・4月の薬物防止キャンペーンは、会場となる茅ヶ崎市民まつり自体の中止。
- ・7月が強調月間である「社会を明るくする運動」は、密を避けることから各種団体に協力を頂いている街頭での啓発及び中学生への作文募集を中止し、懸垂幕・幟旗の設置、ポスターの掲示、今年度は新たなシステムを活用し、デジタルサイネージを役場ロビーで放映、茅ヶ崎市役所ロビーでの薬物防止パネル展の実施。
- ・寒川町内における夏休み中の防犯パトロールの中止。
- ・保護観察所観察官を講師とした年3回の研修、視察研修等の中止。

3 保護司個人の活動である「保護観察者との面接」と「生活環境調整」について

- ・保護観察に付された者との面接は、月2回家庭訪問や保護司の自宅等で行う面接で、健康や生活の現状を把握し、困ったことなどの相談、決められた遵守事項の指導監督。今年は直接顔を合わせるのではなく、電話やメールのやり取りも手段として認め、会うにしても密室を避け、短時間で、マスク着用で実施することとする。
- ・生活環境調整は、少年院や刑務所から退院・釈放される準備として、引受人の確認、生活する場所や仕事の受入れ準備を整えるなど社会復帰にふさわしい生活環境の調整。

4 茅ヶ崎・寒川町地区の保護観察件数について

- ・9月末現在、保護観察件数が全体で72件（寒川町分15件）、その内青少年関係が44件（寒川町分7件）で、昨年度の山口保護司の報告81件より縮小傾向にあります。茅ヶ崎市の人口は、寒川町のほぼ5倍ですので、全体では寒川町の保護観察者の比率は高く、青少年関係は人口比に近い状況です。

令和2年度第1回寒川町青少年問題協議会情報交換 提出資料
「青少年を取り巻く状況や各団体での活動等について」

[氏名] 濱田 品枝 (名簿No. 12)

[所属] 寒川町婦人会

今年は2月より新型コロナウイルス感染症が始まり、未だに見通しのないままで、今日に至っております。全ての行事が中止或いは延期になり、学校も休校、卒業式、入学式も無く、自粛生活を強いられた子供たちには、家の中で両親たちが、デスクワークで仕事の時は、大きな声を出す事も出来ず、マスクを着用して外にいます。家族でいる時に子どもに出来ることを分担し、「手伝ってくれる？」と聞き、一緒に楽しみながら過ごせたら親子でも、子ども心にもコミュニケーションが沸き、いじけた心の無い、目の届く教育にもなると思います。

ある日、4時半頃、小学校で3人の女子生徒がスマートフォンをかざして自撮りをして、お互いに相手を撮り合いながら、校庭の方に行きましたが、なんとなく怖い感じがすると同時に今時の子どもなのかなと思いました。

新型コロナウイルスが少しずつ収まり、学校も開校になり、町も何となく不安もあるが活気づいてきて、婦人会も定例会を開きました。交通安全折り鶴運動では、全員で折り鶴をおりましたが、配るときに人と接触してしまうという理由で中止となりました。折り鶴はそのまま万羽鶴とし、青年会議所に寄付させて頂きました。

通学路の危険箇所点検は、今年は小谷小学校が対象で、通算で5年目になります。町の予算にもよりますが、直っている所もあるし直っていない所もあります。

打ち合わせの時に学校通学路マップを頂きましたので拡大して、危険箇所が分かりやすいように、印を書き入れました。(柳通りに2ヶ所、標識設置希望が5ヶ所)

婦人会員のコロナストレス解消のため、会員同士、顔を合わせた活動として、11月にはペットボトルを使ったアレンジメント企画を考えています。

令和2年度第1回寒川町青少年問題協議会情報交換 提出資料
「青少年を取り巻く状況や各団体での活動等について」

[氏名] 菊池 英俊 (名簿No. 13)

[所属] 寒川町小中学校長会 小学校

・旭小学校区は、人通りの少ない暗い道が通学路になっているので、一人で帰らないようにという指導はしている。

・登下校中の児童の歩き方で、町民から苦情の連絡が入った。道路に広がって歩いていて傘が走ってきた車に当たったとのこと。各クラス担任から登下校時の歩き方について指導を入れている。

・自転車に乗っていた児童が、縁石にぶつかって倒れ骨折するという事案が発生した。放課後のことであるが、自転車の乗り方についても各クラスで指導を行い、放課後の移動時の安全確保について注意を促した。

・友だちに携帯ゲームの課金をさせるという事案が発生。児童より事実確認して保護者へ説明した。学校外のことであり、家庭同士で話し合っ解決した。保護者の知らないところで子どもたちは携帯ゲームがらみのトラブルを起こしている可能性がある。各クラスで指導を入れた。

・お楽しみ会で使うマジックの道具を友達のお金で買って、自分のものにしてしまうという事案が発生。おつりもごまかしていた。被害児童の母親がおつりが少ないのに気が付き発覚。学校で事実確認して保護者へ報告。保護者同士で解決。小学校は、中学年ころからお金のトラブルが出てくるので、一つ一つ丁寧に処理していく必要がある。

・精神的な面からの不登校児童が数名いる。学校へ来てしまえば1日楽しく過ごしてしまう児童や週に1～2日半日程度過ごすことができている児童がいる。これらの児童は、保護者も登校に対して協力的で担任との連携もできている。しかし、保護者の登校への意識が薄い児童もおり、その児童は登校できていない。保護者に連絡を取ろうとしても連絡が取れず、家庭訪問をして本人の生存確認をしている状態である。保護者は子どもをかわいがっているため、虐待事案には当たらない。保護者への支援が必要であるが、SSW、児童相談所、子育て支援課等へなかなかつなげていくことができない。関係機関がどのような情報を持っているのか情報交換をする必要があり、ケース会議を予定している。

令和2年度第1回寒川町青少年問題協議会情報交換 提出資料
「青少年を取り巻く状況や各団体での活動等について」

[氏名] 臼井 浩美 (名簿No. 14)

[所属] 寒川町小中学校長会 中学校

○3中学校とも生徒指導面は落ち着いた状態です。

○3月～5月の臨時休業中も生徒はよく自覚して行動していたようです。家庭でも自粛期間として意識して過ごしていたようです。学校のグラウンドの開放により、身体を動かし発散できた生徒もいました。

○臨時休業等を通して、これまで出来たことが出来なくなることで、授業や学校行事、部活動について、生徒からもその有り難みを実感しているという意見を聞いています。

○夏の大会、修学旅行の中止など、やむを得ないとしながらも、「やりたかった」「挑戦したかった」という声に出せない生徒の気持ちをしっかりと受けとめなければいけないと感じています。

○SNSの課題は継続して気を付けていかなければならないと考えます。日常的な情報モラル、相手の立場に立って考えて行動する等、日々の生徒への語りかけを始めとして指導を徹底していきます。

○特別な状況は当分続くであろう中、教育活動をどのように充実させていくかが問われていると思います。生徒にとっては一度しかない大切な一年をかけがえのないものにするために、学校が出来ることに力を尽くしていきたいと考えます。地域等の方々に学校へ来ていただく機会が今年度はなかなか持てない状況ですが、引き続き温かく見守っていただければと思います。

令和2年度第1回寒川町青少年問題協議会情報交換 提出資料
「青少年を取り巻く状況や各団体での活動等について」

[氏名] 田村 丈晴 (名簿No. 15)

[所属] 寒川高等学校

寒川高校は、寒川町唯一の高等学校として、今年で創立43年目を迎えました。

今年度の入学者は278人で、318人の募集に対して40人、1クラス分少ない数となりました。寒川町からの入学者数は46人で昨年度より8人減、茅ヶ崎市からは125人で昨年度より40人減、その他の地域は昨年度より5人増という状況です。

県下の中学校の卒業生徒数が減少しているため、今年度は昨年度より1クラス少ない8クラスの募集でした。1学年はそのまま8クラスにしましたので、1クラス35人程度となっています。

今年度は、新型コロナウイルスの影響で、5月までは臨時休業、6月からは約1カ月の分散登校を経て、時差短縮登校となりました。

臨時休業期間中はオンラインで課題を送付して、生徒は自宅で学習しましたが、学校再開後も短縮授業が続きましたので、夏季休業期間を約2週間減らして生徒の学習保障に努めています。現在も通勤時間帯を避けるための時差登校が続いており、生徒の登校時間を9時としています。年内はこの対応が続く予定です。

コロナ禍での様々な制約の中、不安やストレスを抱えている生徒も多く、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した相談支援体制を整えて、丁寧に対応しています。

今年度気に係る状況として、不審者による女子生徒への声掛け事案が複数回発生しており、茅ヶ崎警察署に連絡しながら警戒しています。毎日複数の職員が駅方向まで下校指導に当たるなど、交通安全やマナーについて指導していますが、その中で注意をはらい生徒を見守っています。

生徒指導上の課題は少なくありませんが、ここ数年の状況からすると、昨年に引き続き落ち着いてきています。

生徒が自立した社会人としての自覚を持って卒業していけるように指導したいと考えていますので、地域の方々にもご理解とご協力をいただければ幸いです。

本校では、日頃から生徒との関わりを深めていくこと、「わかる授業」、生徒が主体的に取り組める授業を展開することを目標に、職員が一丸となって取り組んでいます。

今年度の入学生から教育課程を改編し、朝学習及び朝読書を導入しました。

部活動も多くの部で活動が活発になってきており、昨年度から開設した本校公式ツイッターで活動の様子を発信しています。

地域との連携については、例年参加させていただいている行事、イベントが中止となってしまいましたが、今後も様々な形で地域との連携、交流を深めたいと考えています。

地元企業でのインターンシップをはじめ、進路の部分でも地域との連携を深め、卒業後に地域に寄与していくような人材の育成に努めたいと考えています。今年3月の卒業生は270人で、就職希望者は119人いましたが、全員就職することができました。そのうちの多くは地元企業で採用していただいています。

今後とも地域の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和2年度第1回寒川町青少年問題協議会情報交換 提出資料
「青少年を取り巻く状況や各団体での活動等について」

[氏名] 森 一光 (名簿No. 16)

[所属] 寒川町自治会長連絡協議会

自治会長連絡協議会では、元年度に子ども支援委員会を立ち上げ、子ども会の会員減少や寒子連の復活等への支援のあり方等について協議してきました。

そもそも寒子連に関する経過は、高度経済成長期の中、夫婦共稼ぎ世帯が多く、鍵っ子と呼ばれる子ども達を地域で見守るため、町の社会教育課が主導で、子ども達の健全育成を図ってきました。

昭和60年代頃には町内に子ども会は60近く存在していましたが、社会状況の変化に伴い（核家族化、地域間でのコミュニケーション不足、担い手不足等が複合して、地域の中での継続は困難ということで、現在は数団体が子ども会を運営している状況です。

我が自治連においても、地域の子供達は地域で守ることは大事であると考えておりますが、行政、学校、PTA等や各種団体からの情報が少ないのが現状です。

- ・若い人達が参加できる自治会活動として（藤沢市の青少年問題協議会資料より）
- ・地域活動への関心を高める…実践あるのみ
- ・地域を好きになってもらう…地域のことを知り、地域の人々と接する機会を増やす。
- ・豊かな経験による能力向上…経験を積む、企画力、マネージメント、コミュニケーション力、若者の自信や自己肯定感の向上へつなげる。
- ・「場・経験・担い手」の充実による良循環へ…「場・経験・担い手」の充実による悪循環という課題がある中で、将来の担い手の確保・育成につながる。

まちづくりは人づくりと言ったことを実践しないと、10年後様々な団体が崩壊していくのではないのでしょうか。町で言えば社会教育が大事で、行政が他人事のような考え方では、何も進展しませんし、寒川の子供達の将来を考えて、積極的に推進を図ってほしいものです。

令和2年度第1回寒川町青少年問題協議会情報交換 提出資料
「青少年を取り巻く状況や各団体での活動等について」

[氏名] 江藤 教淳 (名簿No. 17)

[所属] 寒川町青少年指導員連絡協議会

青少年の健全な育成活動を推進するため、青少年関係団体の皆様と連携を図りながら事業を実施しています。具体的な活動内容としては、以下のとおりです。

①定例会

月1回開催し、各事業内容について協議、決定しています。

②町からの委託事業

6月 子どもまつり

5～11月 小学生体験学習焼いもとポン菓子体験

8月 小学生体験学習キャンプ

③成人式への協力

会場の受付や巡回警備等を行っています。成人式の企画運営を行っている成人式実行委員会には、青少年指導員2名をオブザーバーとして派遣しています。

④愛護パトロール

主に7月、11月、3月に実施しています。青少年の蝟集(いしゅう)、飲酒、喫煙などの抑止対策として、車両を使用し町内全域にわたるパトロールを行い、青少年の健全育成と非行防止を図っています。

⑤神奈川県主催の研修会及び講演会への参加

⑥子ども会、公民館等の団体育成のための協力

子ども会や公民館等からの依頼を受け、各団体事業に協力しています。

⑦ゲーム・キャンプ等事前研修

必要に応じて事前に研修や勉強会を行っています。

⑧ジュニアリーダーの育成

月1回の定例会やボランティア体験、研修会等を通じて中学生以上のボランティアグループの育成を行っています。

⑨PR活動

産業まつりへの出店、青少年指導員だより「かけはし」の発行を行っています。

例年と同様に令和2年度につきましても、以上のとおり計画していましたが、新型コロナウイルス感染防止のため、4月当初から活動を休止しています。活動再開時期については未定で、新型コロナウイルスの状況を見て、慎重に判断したいと考えております。

令和2年度第1回寒川町青少年問題協議会情報交換 提出資料
「青少年を取り巻く状況や各団体での活動等について」

[氏名] 蛭田 昌 (名簿No. 18)

[所属] 寒川町PTA連絡協議会

今年度も、ハートの家プレート配布を例年どおり行う予定ですが、コロナの影響で活動しづらくなっている現状でございます。

自転車用こども110番プレートの配布も行っております。数多く取付け出来れば大きな抑止力になると思います。

講演会や講習会が催しづらくなっていますので、各家庭に広報誌を届けるのが主になると考えますが、各小、中PTAも見守り活動等、例年どおり行っていますので、今後もPTA連絡協議会の繋がりを持って活動したいと思っております。

令和2年度第1回寒川町青少年問題協議会情報交換 提出資料
「青少年を取り巻く状況や各団体での活動等について」

[氏名] 菅原 真砂美 (名簿No. 19)

[所属] 寒川町青少年環境浄化推進協議会

寒川町青少年環境浄化推進協議会は、例年3部会に分かれて活動しておりましたが、今年度より2部会にて活動していくことになりました。しかし、コロナ禍でほとんどの活動を自粛している状態です。

毎年、中学校、高校、昨年からは小学校にも機会をいただき、薬物乱用防止キャンペーンをさせていただいており、最近では、大麻の若者への広がりやSNSによる犯罪被害や加害者にもなりうる懸念についての啓発など、新しくパネルを作成し、展示する予定でしたが、今年中止となりました。

てんとう虫ポストによる有害図書の回収は中止できないので、毎月回収にあたっております。皆、自家用車で回収にあたっており、最近、異臭をとまなう生ゴミやタバコの吸い殻に大変苦慮しています。自家用車への臭い移りなど心苦しい状況を改善するために貼り紙をする等、検討を重ねております。

7月、11月に横断幕を役場図書館わきの駐車場に設置します。

コロナ禍では、子供たち、保護者の皆様、学校の先生方は大変な思いで日々過ごしていることと思います。

今は何もお手伝いすることが出来ず、心苦しい限りですが、心より応援させていただきます。

令和2年度第1回寒川町青少年問題協議会情報交換 提出資料
「青少年を取り巻く状況や各団体での活動等について」

[氏名] 織田 敦 (名簿No. 20)

[所属] 寒川青年会議所

本年につきましては青少年に限らず活動がほとんどできていない状況のためなにもご提示できませんが、一点、「万羽鶴プロジェクト」という急遽訪れたウィルスの驚異による数々のイベント中止の中に明るい話題を作りたいとおうち時間を利用して折り鶴を集めて寒川神社で「コロナ収束」を祈ろうというイベントを実施させていただいております。たくさんの折り鶴が集まっておりますがその中に高校生からの手紙も添えられた折り鶴が届けられました。自分たちのことで手一杯になる大人たちの中、こういう手紙が添えられることに、またその内容に感極まるものがありました。人との接触ができないことにより予想もしなかったことが起こるここまでの約半年の期間、防げた事故が起こってしまったり、救えた命を助けられなかったりする現実に対して僕たちおとなたちは何をしなければならないのか、考えさせられました。

この議題に対しての答えになっているかどうかわかりませんが、青少年の問題に対して大人が取り組んでいくことは我々が思っていることよりもっとシンプルなことなのかも知れません。

このように感じました。 以上になります。



令和2年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」

主 唱 内閣府

内閣府では、昭和54年度以来毎年7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」とし、関係省庁、都道府県、市区町村、民間団体等と連携しながら総合的な非行防止活動を展開しています。

【寒川町における具体的な取り組み】

1 会議

- ☆寒川町青少年問題協議会
実施日 ~~7月2日(木)~~ ※11月書面開催に変更
内 容 情報交換

2 青少年育成広報啓発活動

- ☆寒川町ホームページ掲載
内 容 青少年の非行・被害防止全国強調月間の周知

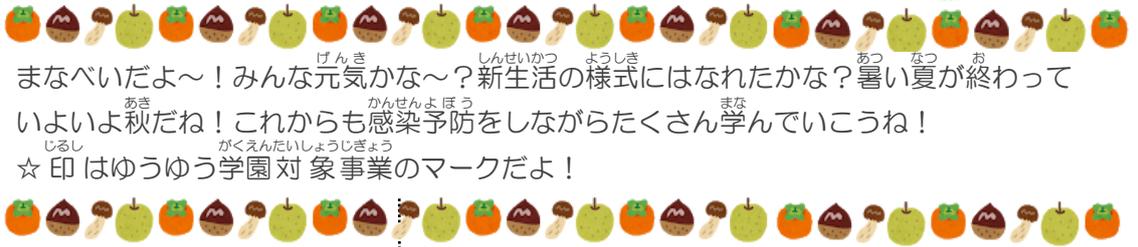
- ☆懸垂幕・横断幕掲示
期 間 懸垂幕7月1日(水)～7月31日(金)
横断幕7月1日(水)～7月31日(金)
※天候によって取り外している場合があります。
設置場所 寒川町役場総合図書館駐車場、寒川町役場分庁舎
入-カ-ン 「薬物は地獄へ通じる死の扉」
「知らんぷり、大人がつくる、子のマナー」
実施主体 寒川町青少年環境浄化推進協議会

- ☆街頭啓発活動
実施日 中止
場 所 寒川駅前公園
内 容 社会を明るくする運動
(リーフレット等の配布による啓発活動)
実施主体 茅ヶ崎・寒川地区保護司会(関係団体が協力)

3 青少年愛護キャンペーン活動

- ☆青少年愛護パトロール(青色回転灯装備車)
実施日 中止
場 所 寒川町内
実施主体 寒川町・寒川町青少年指導員

すきっぷ



まなべいだよ～！みんな元気かな～？新生活の様式にはなれたかな？暑い夏が終わって
いよいよ秋だね！これからも感染予防をしながらたくさん学んでいこうね！
☆印はゆうゆう学園対象事業のマークだよ！

ほくぶぶんかふくしかいかん 北部文化福祉会館

TEL : 74-1515 FAX : 74-7405

☎ 9:00-17:00 毎月第3月曜日・年末年始 ☎ 〒253-0106 宮山2820-1

としょかん ☆おはなし図書館

ほんよき 本の読み聞かせをするよ！



- 日時** 10月3日、11月7日、12月5日
(全て土曜日)
10:30～11:00
- 対象** 町内在住幼児～小学校低学年生※親子可
5人程度【先着順】

ひやくにんいっしゅ きょうしつ ☆百人一首かるた教室

でんとうひやくにんいっしゅまな 伝統の百人一首を学ぶよ！



- 日時** 10月10日、11月14日、
12月12日 (全て土曜日)
10:00～11:30
1月には新春かるた大会を実施予定。
- 対象** 町内在住小・中学生 5人程度【先着順】
※親子可



もうしこらん ちよお とうじつうけつけ
申込み欄がない 催しは当日受付だよ！

きょうしつ ☆子どもマイコン・プログラム教室

きょういくよう 教育用マイコンボードを使って、①マイコンの基本構造説明、
②プログラミングと事前検証、③実機でプログラムの検証を
するよ！

※マイコンボード及び開発PCは公民館で貸出します。



- 日時** 10月25日(日)9:30～12:00
- 対象** 町内在住小学4～6年生 5人【先着順】
- 申込み** 10月1日(木)～同館へ電話か直接

おやこ 親子サロン

みしゅうがくじおよ おや きがる 未就学児及びその親の気軽にコミュニケーションを取れる
場所を提供します。※専任の係はおりませんが、おもちゃの
常備をしています。



- 日時** 毎日利用できます。9:00～12:00
※ただし他の事業の都合で中止する場合があります。
- 対象** 町内在住未就学児の親子
5人程度【先着順】

なんぶぶんかふくしかいかん
南部文化福祉会館

TEL:75-0281 FAX:75-1777

☎ 9:00~17:00 休 毎月第3月曜日・年末年始 住 〒253-0111 一之宮 8-5-20

おやこ きょうしつ
★親子でクラフト教室

紙コップで作るハロウィンのお菓子入れ作りをするよ！
10:30～おはなしひろばがあるよ！



- 日時** 10月9日(金) 10:00～10:30
対象 町内在住幼児と保護者5組【先着順】
費用 100円(材料費)
申込み 9月11日(金)～同館へ電話か直接

ひろば
★おはなし広場

紙芝居や絵本の読み聞かせをするよ。



幼児の部

- 日時** 10月9日(金) ・
11月13日(金) 10:30～11:15

小学生の部

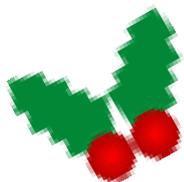
- 日時** 10月24日(土) ・
11月28日(土) 10:30～11:00

たいけんきょうしつ
★子どもディンプルアート体験教室

～スタンドグラス風オリジナル宝箱を作ろう！～

ハロウィン用とクリスマス用のどちらかを選び、エコな絵の具で色付けするよ！

- 日時** 10月17日(土) 10:00～11:00
対象 町内在住小学生10人【先着順】
費用 500円(材料費)
※10月11日(日)までに持参してください
申込み 10月3日(土)～同館へ電話か直接



おやこ きょうしつ
★親子リトミック教室

～コロナに負けない！ノー3密でも人と

つながるリトミック～

お家でもできるリトミックで、お子さんとお遊びレパートリーをパパママにプレゼントします。

- 日時** 10月18日(日)、24日(土)
①10:00～11:00、②11:00～12:00
対象 ①町内在住の1歳～1歳6ヶ月程度のお子さんとその保護者 10組
②町内在住の3歳以下のお子さんとその保護者 15組

※①、②ともに先着順、全2回参加できる方

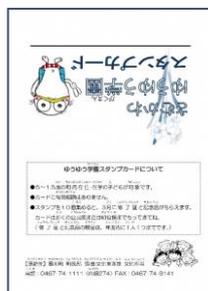
- 持ち物** ウェットティッシュ(手の消毒用)
申込み 10月3日(土)～同館へ電話か直接



がくえん し
さむかわゆうゆう学園のお知らせ

町役場や公民館などで実施している対象の講座やイベントに参加すると、カードにスタンプを押してもらえ制度だよ！スタンプを10個集めたカードを提出すると、毎年3月末に実施する修了式で、修了証と記念品がもらえちゃう！カードに有効期限はないのでがんばって集めてね！幼児～15歳の町内在住・在学の子は誰でも参加できるよ！

問合せ 協働文化推進課 Tel.74-1111 内線 274



ゆうゆう学園のスタンプカードは協働文化推進課、各公民館で配布しているよ。

さむかわそうごうとしょかん
寒川総合図書館

TEL:75-3615 FAX:75-3669

受 9:00-17:00 休 月曜・年末年始 住 〒253-0106 宮山 135-1

※図書館のおはなし会を再開します！

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止して総合図書館の「土曜日おはなし会」、「おひざにだっこのおはなし会」を10月から開催日時、会場、参加方法を一部変更して再開します。

土曜日のおはなし会

絵本の読み聞かせをするよ！



日時 10月3日、17日、11月7日、21日
(全て土曜日) 11:00~11:20

対象 幼児~小学生の親子 5組【先着順】

おひざにだっこのおはなし会

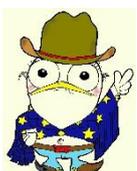
0~2歳児とそのご家族向けに、絵本やわらべうたで遊びます！



日時 ①10月28日(水)、②11月25日(水)
11:00~11:20

対象 0~2歳児とその保護者 5組
【予約制・先着順】

申込み ①10月1日(木)~②11月1日(日)~
いずれも同館へ電話か直接



むりょうたいけんきょうしつ
サッカー無料体験教室

日時 10月3日(土)、10日(土) 全2回
※雨天の場合は翌週に順延
8:25~11:30

場所 田端スポーツ公園(田端 2483-1)

対象 小学生 15人 【先着順】

持ち物 飲み物、タオル、運動できる服装

申込・問合せ 10月1日(木)~各前日までにメールで申込み ※名前、学年、性別、電話番号、郵便番号を記入してください。

NPO 法人スポーツクラブ 1994

☎ : info@npo1994.com



ぼうはん も ある 防犯ブザーを持ち歩こう！

ぼうはん 防犯ブザーは子どもたちの安全に役立つ便利で

みじか 身近な防犯グッズです。とうげこう 登下校の時はもちろん

のこ、がいしゅつ 外出する時も必ず持ち歩きましょう。

ぼうはん 防犯ブザーの音量が小さくなったときは電池

しょうもう が消耗しているかもしれません。「いざ」とい

うときにいつでもぼうはん 防犯ブザーを鳴らせるよう

に、おやこ 親子で使い方の練習や、こしょう 故障や電池切れな

どしていないか定期的(ていきてき)に確認(かくにん)をしましょう。

問合せ 学校教育課 Tel.74-1111 内線 521

募集

写真コンクール作品募集

カメラやスマホで撮影した、町の素敵な写真をみんなも応募してね！カメラ・スマホ部門ともに1人各10点まで（両部門応募で最多20点）

日時 <入賞作品展示>

12月17日(木)～19日(土)

<表彰式>12月19日(土) 14:00～

ジュニアの部（中学生以下）

特選1点、準特選1点、特別賞数点を展示&表彰

場所 寒川町民センター

応募 11月1日(日)までに寒川観光協会HPから申込み。

※「寒川町観光協会」で検索

右下QRコードより応募可能です。



問合せ 寒川町観光協会 TEL：75-9051

✉: info@samukawa-kankou.jp



子どもエコクラブメンバー募集！

自然観察・調査やリサイクル活動など、身近な場所のできる環境活動を行う、誰でも参加できる環境活動のクラブです。みなさんのご参加をお待ちしております。

対象 幼児～高校生までの2人以上の仲間と活動を支える大人（サポーター）

問合せ 環境課へ電話か直接

TEL：74-1111 内線 432



湘南の魅力発見プロジェクト

動画配信中！

湘南の魅力発見プロジェクトとは・・・

藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町の2市1町で構成された広域文化活動部会が主催しているプロジェクトだよ！

湘南の地域文化振興・地域間交流・次世代育成を目的に、文化芸術の面から「新たな湘南の魅力」を発見したよ！今年度の事業は新型コロナウイルス感染症拡大を受けて中止になったよ。

作品動画配信中！

2016年～2019年に作成した作品などの動画を湘南広域都市行政協議会の公式YouTubeにアップされているよ！プロジェクトに参加した子もしていない子も、動画を通じて湘南の魅力を感じてみてね！YouTubeで「湘南の魅力発見プロジェクト」と検索してみてね！

https://www.youtube.com/channel/UCB5ls7dvk_VERqFVqA8hoWQ/videos



問合せ 協働文化推進課

TEL74-1111 内線 274

編集・発行：寒川町 協働文化推進課 文化担当

TEL 0467-74-1111(内線 274) FAX 0467-74-9141 Eメール bunka@town.samukawa.kanagawa.jp

HP <http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/index.html>

寒川町のイベントや講座情報はHPでも公開中。大人も子ども楽しめる情報満載！

寒川町 イベント 検索

神奈川県寒川町 samukawa_town samukawa_official